

避難指示の解除について

国による避難指示解除の基準

- 空間線量率で推定された年間積算線量20mSv以下になることが確実であること
- 電気、ガス、上下水道、主要交通網、通信など日常生活に必須なインフラや医療・介護・郵便などの生活関連サービスが概ね復旧すること、子どもの生活環境を中心とする除染作業が十分に進捗すること
- 県、市町村、町民との十分な協議

町による町内環境の確認

※避難指示の解除は国が行うものだが、町として、町内が町民を迎えられる環境にあるか確認

- 避難指示が解除される地域の放射線量が十分低くなっていること。
- 廃炉が続く福島第一原子力発電所および中間貯蔵施設の安全が確保されていること
- 電気、ガス、上下水道、主要交通網、通信などインフラや医療・介護・郵便などの生活関連サービスが概ね復旧すること

町による確認方法

- 双葉町放射線等検証委員会
- 福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会
- 中間貯蔵施設環境安全委員会
- 関係事業者等と協議

双葉町放射線等検証委員会について

目的

国による避難指示解除及び特定復興再生拠点区域立入規制緩和に関し、双葉町民の帰還、新たな町民の移住等の判断や、就労者、来訪者の町内での活動に資するため、対象地域の放射線量等の検証

検証及び評価内容

- 放射線量が十分低減しているか
- 除染実施内容
- 放射線防護対策
- その他の目的を達成するために必要な事項

情報提供

関係機関

国

- 復興庁
- 内閣府
- 環境省
- 原子力規制委員会 等

福島県

- 避難地域復興局 等

報告

町長

説明

議会・町民等